

総務省、文部科学省、農林水産省、環境省同時発表

平成28年2月18日
都市局都市政策課

「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」（案） に関する意見の募集について

総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省では、平成27年9月に公布・施行された琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づき、「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」の案を取りまとめました。

この案について広く国民の皆さまから御意見を募集するため、平成28年2月18日（木）～3月2日（水）までの間、意見の募集を行います。

1. 背景

平成27年9月28日に、琵琶湖の保全及び再生を図ることを目的に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」（以下「法」という。）が公布、施行されました。

法第2条に基づき、主務大臣である総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。

この度、琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針、琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項、その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項を盛り込んだ基本方針（案）を取りまとめました。

2. 対象

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（案）

3. 意見募集期間

平成28年2月18日（木）～平成28年3月2日（水）17時必着

4. 意見の提出方法

御意見のある方は、別添「御意見募集要領」を御参照の上、郵便、FAX又は電子メールにて御提出願います。御意見募集要領に沿っていない場合、無効となることがありますので御注意願います。

なお、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

添付資料

- ・別添資料1 御意見募集要領
- ・別添資料2 琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（案）
- ・別添資料3 琵琶湖の保全及び再生に関する法律の概要
- ・別添資料4 琵琶湖の保全及び再生に関する法律

添付資料2～4につきましては、以下の環境省ホームページに掲載されます。

<http://www.env.go.jp/press/90249.html> （平成28年2月18日 16時掲載予定）

【問い合わせ先】

国土交通省 都市局 都市政策課
都市政策調査室 高原・石塚

TEL 03-5253-8111(代表)

03-5253-8399(直通)(内線 32262、32273)

FAX 03-5253-1586